

性的マイノリティの人権

多様な性について考えよう!

～誰もが自分らしく生きやすい社会を～

知っていますか
LGBT!



公益社団法人
鳥取県人権文化センター
キャラクター
「ふらっちょー」



レインボーフラッグ

性的マイノリティの
シンボルとして、6
色の虹の旗がよく使
われています。

性的マイノリティとは、同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。

「異性を好きになるのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることはない、性のあり方は男と女だけである」という考え方の人が多い社会からみて少数者という意味です。

最近では、以下のアルファベットの頭文字をとって、「**LGBT**」とも呼ばれています。

- L**esbian レズビアン(女性同性愛者)
- G**ay ゲイ(男性同性愛者)
- B**isexual バイセクシュアル(両性愛者:両性に惹かれる人)
- T**ransgender **トランスジェンダー**(体と心の性に違和感がある人。体の性別と異なる性別で生きる(生きたい)人。)

性的マイノリティにはそのほか、**Xジェンダー**(性別を男女二分することになじまない人)、**アセクシュアル**(無性愛者)、**クエスチョニング**(心の性や性的指向がわからなかったり、迷っていたりする人)などが含まれます。

性的マイノリティに対する無関心や誤った認識が偏見や差別を生み、当事者が学校や職場で生きづらさを感じていることがあります。本県は、性的指向や性自認、性別表現にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。

多様な性

一般的に性は、「男」と「女」の2つに分けて考えがちですが、これは生まれつきの「体の性」(戸籍上の性)で決められています。しかし、「体の性」と「心の性」は必ずしも同じとは限りません。また、好きになる性も異性だけとは限りません。「心の性」や「好きになる性」は男と女に明確に分けられるものではなく、100人いたら100通りの性のあり方があります。いろいろな性のあり方のことを「**セクシュアリティ**」といいます。

「セクシュアリティ」は、他人が決めるものではありません!



■ 4つの要素を通じて、性について考えてみましょう



【出典】日高庸晴著「もっと知りたい!話したい! セクシュアルマイノリティ」第1巻(汐文社)より

性的マイノリティは、どのくらいいるのでしょうか

さまざまな調査によって、人口の約5%前後存在するというデータがあります。そして、世界のどの地域、どの時代にも、同じ割合で存在すると考えられています。人口の5%前後であれば、学校のクラスに1人は、いるのかもしれない。

「いない」のではなく「気づいていない」だけ

「自分の周りにはいない、会ったことがない」という声をよく聞きます。実は、性的マイノリティに出会っても、ほとんどの人はそれに気づきません。なぜなら心の性や、誰を好きになるかは外見ではわからないからです。何より、当事者は自分が性的マイノリティであることを隠さざるを得ないからです。

秘密にする理由は、「本当のことを言ったら嫌われるかもしれない」「気持ち悪いと思われるかもしれない」「いじめられるかもしれない」という不安があるからです。

人は一人ひとり違って当たり前なのに、「違い」を理由に、差別やいじめをする人が世の中には少なからずいます。そのため、性的マイノリティは、ありのままの自分を隠して周りの人と同じようなふりをしなくてはなりません。

【出典】日高庸晴著「もっと知りたい!話したい! セクシュアルマイノリティ」第1巻(汐文社)より(一部改変)



学校でも取組が始まっています!

■ いじめにあたり、自分を傷つける行動をとったことがある

(調査実施年2014年/ゲイ・バイセクシュアル男性20,821人を対象)

	10代(1,096人)	20代(8,351人)	30代(6,355人)	40代(4,122人)	50代(897人)	全体(20,821人)
いじめにあった	43.8%	51.6%	60.1%	62.1%	48.5%	55.7%
刃物で自分を傷つけた	17.6%	12.2%	8.4%	5.7%	3.0%	9.6%

【出典】日高庸晴ほか インターネットによるMSMのHIV感染リスクに関する行動疫学研究 —REACH Online 2014—、厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業 <http://www.gay-report.jp/2014/>

性的指向とは？

どの性別を好きになるかということをも **性的指向** と言います。「異性を好きになるのが普通だ」という人(異性愛者)からみて同性を好きになる人(同性愛者)は少数者であり、生きづらさを感じる人も少なくありません。「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、周囲の無理解から苦しんでいる人がいます。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

女性の同性愛者を **レズビアン**、男性の同性愛者を **ゲイ** と言います。

オネエと呼ばれる女性的な表現(言葉づかいや仕草、服装など)をするテレビタレントのことをゲイと思っている人も多いと思いますが、多くのゲイにとって自分の性別はあくまで男性であり、女性的な格好をしたいと思っているわけではありません。

また、好きな人や付き合う人の性別が、異性にも同性にも向く人のことを **バイセクシュアル** と言います。誰でも彼でも好きになる人と誤解されている方もいるようですが、そうではなく、好きになった人が異性だったり、同性だったりということです。

また、他の人に対して恋愛感情をいだかない、性的な魅力を感じない人のことを **アセクシュアル** と言います。

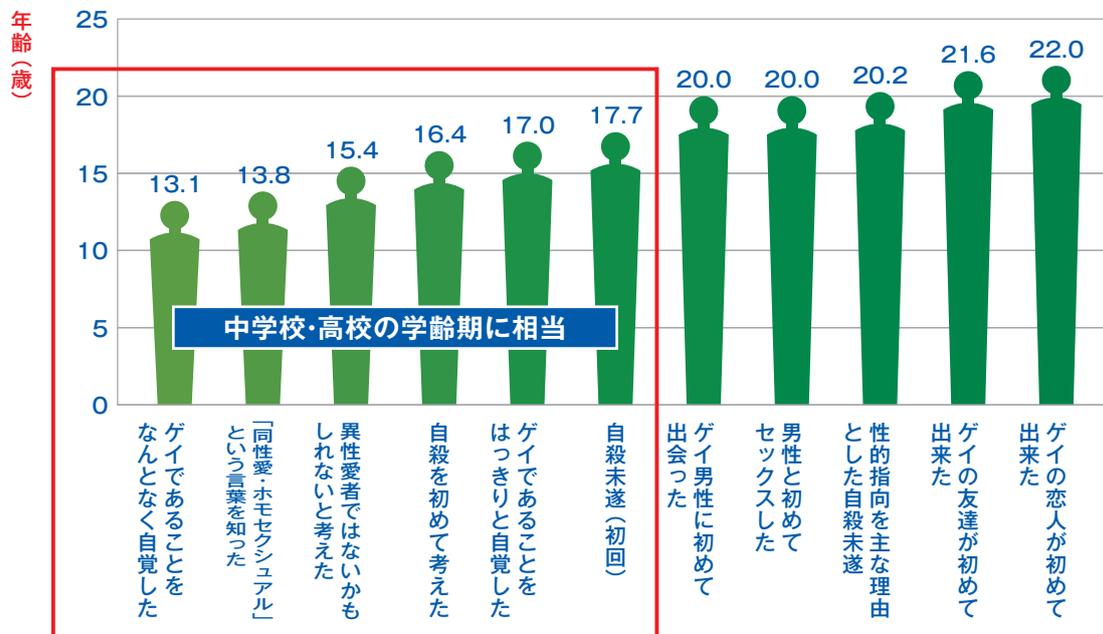
異性を好きになる人もいれば、同性を好きになる人もいます!



《同性愛の方が直面している問題(例)》

- パートナーが同性の場合、会社における扶養手当の対象にならない場合がある。
- パートナーが事故にあっても、法的な親族でないため、連絡がもらえない、面会できない、手術の同意書にサインができない場合がある。
- 法定上の相続人になれない。

■ 思春期のできごと (ゲイ・バイセクシュアル男性1,025人を対象)



【出典】日高庸晴ほか 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2」(思春期におけるライフイベント平均年齢)

同性愛は、病気や障がいではありません

1990年、WHO(世界保健機関)が同性愛を「国際疾病分類(ICD-10)」から削除することを決議し、同性愛は治療の対象ではないと公的に認められました。日本でも、1994年、厚生省(当時)が、ICDを正式に採用し、日本精神神経学会も1995年に、ICDを尊重するという見解を出しました。このように、同性愛を含む性的指向を、矯正や治療の対象とするのは間違いという見方が、医学界やWHOの考え方として確認されています。

性自認とは？

性自認とは、自分自身の性をどのように認識しているかということ。心の性とも言います。体の性と心の性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされ苦しんでいる人々があります。性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

体と心の性に違和感がある人、または、体の性別と異なる性別で生きる(生きたい)と思っている人のことを**トランスジェンダー**[※]と言います。「心と体の性別が異なることはない、性のあり方は男と女だけである」としている人からみて少数者であることから、生きづらさを感じる人も少なくありません。

トランスジェンダーにもいろいろな人がいます。自分のことを、女性である／男性である、と比較的明確に思える人もいますが、男性でも女性でもないと思う人(無性)も、男性・女性のどちらでもあると思う人(両性)も、男性・女性のあいだであると自認している人(中性)もいます。この無性、両性、中性のことを、**Xジェンダー**と言います。

また、自認する性別に揺らぎがあるといった人を**クエスチョニング**と言います。

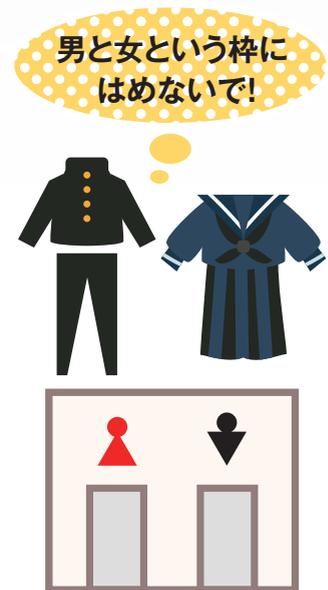
《トランスジェンダーが直面している問題(例)》

- 心の性と異なる性の制服を着ることに違和感がある。
- 心の性が女性だと感じているにもかかわらず、女性限定サービスが受けられない場合がある。
- どっちのトイレに入ればいいのか、人目が気になってがまんしてしまう。
- 履歴書の性別欄にどちらの性別を書けばいいのか、また、就活時の服装についても、どちらの服装を着るべきなのか悩む。

※トランスジェンダーに関連して性同一性障害という言葉があります。

「性同一性障害」とは医学用語ですが、日本精神神経学会(「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第3版)」)は、精神疾患ではないとしています。あくまで、体の性を心の性に近づけるための何らかの処置をするために必要な診断名なのです。

なお、トランスジェンダーの人が全て性同一性障害に該当するわけではありません。



言葉によって傷ついている人がいます

「ホモ」「レズ」「オカマ」「オナベ」「おとこおんな」「おんなおとこ」「オネエ」などは、差別的に使われてきた経緯があり、嫌だと感じる人や傷つく人が多いようです。

「ゲイ」「レズビアン」「トランスジェンダー」などといった用語を使いましょう。

また、夫婦のあり方も様々なので、妻や夫という呼び方ではなく「パートナー」という呼び方も使われるようになりました。付き合っている相手についても同様に、異性愛もあれば同性愛もあるので、女の人には彼氏、男の人には彼女と決めつけしないで、恋人と言う方がよいでしょう。「結婚しないの?」「子どもは?」などの会話については、結婚するのが当たり前、子どもを産むのが当たり前という固定観念からくるものであり、性的マイノリティに関わらず傷つく人がいることを考えて発言することが必要です。職場等ではセクハラ発言と受け取られることもあります。

【参考】男女雇用機会均等法の「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号)に「職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。」と明示されています。(下線部は、平成29年1月1日適用)

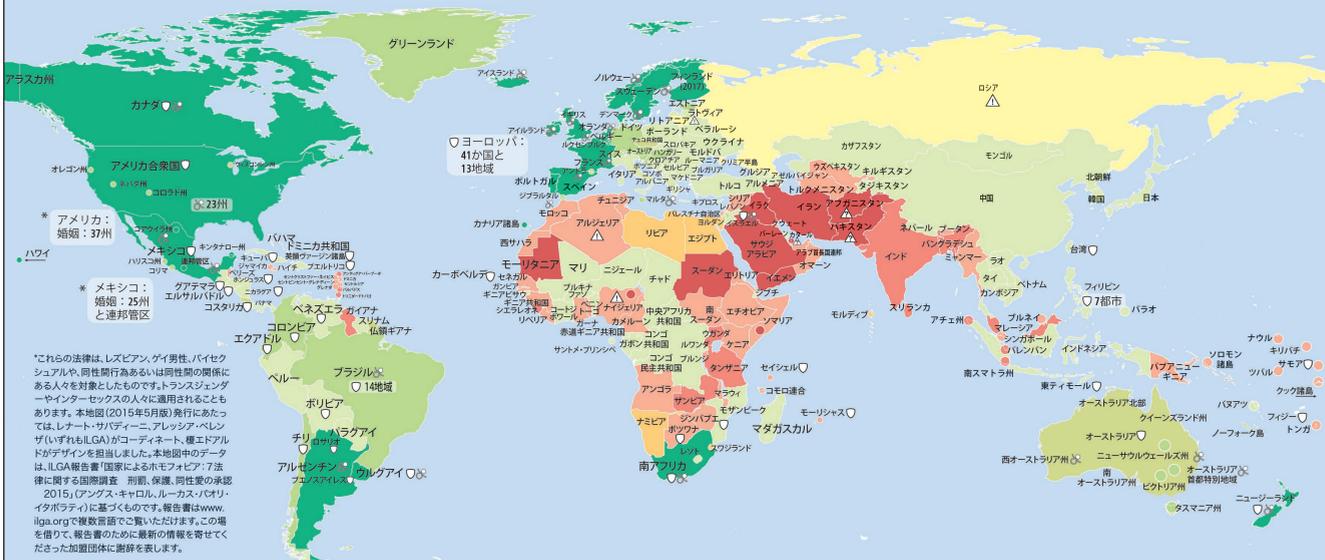
世界の動き

国際オリンピック委員会 (IOC) は、2014年12月の臨時総会で採択した五輪改革「オリンピック・アジェンダ2020」で五輪憲章に定めるオリンピズムの基本理念 (第6項) に「性的指向によって差別されない」との文言を追加することをうたい、憲章の改正を行いました。国連でも「LGBTの差別禁止」を打ち出しており、国際的には、「LGBT」を当たり前の存在として認めることが常識となりつつあります。ただし、国によっての扱いは様々で、同性愛というだけで死刑や禁錮刑となる国もあるのが現状です。



レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルに関連する世界の法律
ILGA (インターナショナル・レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランス・インターセックス連盟)

2015年5月
WWW.ILGA.ORG



この法律は、レズビアン、ゲイ男性、バイセクシュアルや、同性間行為あるいは同性間の関係にある人々を対象としたものです。トランスジェンダーやインターセックスの人々に適用されることもあります。本地図 (2015年5月版) 発行にあたっては、レナート・サバティエニ、アレクシア・バレンザ (いずれもILGA) がコーディネーター、ジェズ・マルドゥッチがデザインを担当しました。本地図中のデータは、ILGA報告書「国家によるホモフォビア」(7法律に関する国際調査 刑罰、保護、同性愛の承認 2015) (アンガス・キャロル・ルーカス・パオリ・イタロワテ) に基づくものです。報告書はwww.ilga.orgで複数言語でご覧いただけます。この場を借りて、報告書のために最新の情報を寄せたくださった加盟団体に謝辞を表します。

迫害

69か国とナイジェリアおよびソマリアの一部

禁錮刑
75か国と5地域

表現と集会の自由を制限する「プロバガンダ禁止法」

死刑
履行なし
イラク=組織的な非国家集団による迫害

14年~終身の禁錮刑
最大14年の禁錮刑

禁固刑だが期間の定めなし/追放

性的指向に基づいた迫害に関するその他の法律を伴わないプロバガンダ禁止法

承認

同性カップルの承認
34か国と65地域
カップル共同養子縁組
17か国と28地域

* 国名についてはILGA報告書「国家によるホモフォビア」参照。1つの国の中で半数以上の地域が平等な婚姻を認めている場合、その国については濃い緑色 (婚姻) で表示している。

婚姻

婚姻と同等 (またはほぼ同等) な代替制度

明らかに婚姻に劣る代替制度

同性カップルによる共同養子縁組

保護

差別禁止法
69か国と85地域

性的指向を理由とした差別を禁止する法律を整備している国

特定の法律なし

特定の法律なし

迫害される国



同性婚が認められている国



【出典：ILGA】

International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association (略称ILGA) は、125か国の約1200のレズビアンとゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーそしてインターセックス関連団体が参加する国際的な連盟です。人権と市民権の領域におけるLGBTI者の権利のため、国連協議資格を有するNGOとして、国連や各国政府への嘆願や意識啓発のためのキャンペーンなどの活動を精力的に行っています。

※ 「LGBT」のほかに「LGBTI」という表現が使われることもあります。「I」は「インターセックス (Intersex)」の略で、性分化疾患の患者を指して用いられてきた言葉です。

◆研修受講者に **LGBT ALLY (アライ) バッジ** の配付をしています◆

※県や市町村主催の研修会を受講された方に配付しています。



「私はLGBTについて知っているよ」

「私はLGBTを支援するよ」

という意思表示として、活用していただきたいと思います。

6色のレインボーは、性的マイノリティのシンボルとしてよく使われています。

当事者の方が窓口対応しておられる方のバッジを見たとき、

「ああ、この人はLGBTについて知っているんだ。」

「LGBTのことを説明しなくていいんだ。」

と安心して話しかけることができるでしょう。

医療機関の方が理解者だとわかれば、安心して受診することができるでしょう。

カウンセラーの方が理解者であれば、気楽に相談できるでしょう。

学校の先生が理解者なら、本音を語ることもできるでしょう。

- アライ (ALLY) とは、LGBTなどの当事者ではないが、LGBTへの理解を示し支援する人のことをいいます。活動や団体に参加する必要はなく、「LGBTをサポートしよう」と思ったときにはすでにアライの一人です。

相談窓口

性的マイノリティ専門の相談機関ではありませんが、次の各相談窓口でお話を伺います。

窓 口	所 在 地	TEL
県庁人権・同和対策課人権相談窓口	鳥取市東町1-220	0857-26-7677
中部総合事務所地域振興局人権相談窓口	倉吉市東巖城町2	0858-23-3270
西部総合事務所地域振興局人権相談窓口	米子市鞆町1-160	0859-31-9649
鳥取県男女共同参画センターよりん彩 センター相談室	倉吉市駄経寺町212-5 (倉吉未来中心内)	0858-23-3939 (月曜休館)(土日祝対応)
鳥取県男女共同参画センターよりん彩 東部相談室	鳥取市東町1-271 (県庁第二庁舎1階)	0857-26-7887
鳥取県男女共同参画センターよりん彩 西部相談室	米子市末広町294 (米子コンベンションセンター4階)	0859-33-3955
鳥取県精神保健福祉センター	鳥取市江津318-1	代表 0857-21-3031

- E-mailでのご相談/E-mailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。<jinkensoudan@pref.tottori.jp>



県内の活動団体／虹色らくだ

E-mail : nijiirorakuda@gmail.com

Facebook : 虹色らくだ Twitter : @nijiirorakuda

《問合せ先》鳥取県総務部人権局人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220 TEL0857-26-7592 FAX0857-26-8138

E-mail : jinken@pref.tottori.jp <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>

